

第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(西島林業振興課振興担当課長) 皆さん、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成28年度第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

本日は國崎委員、佐藤重昭委員、畑委員、吉田委員が所用のため欠席でございますけれども、委員10名中6名の委員の方にご出席いただいております、本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議題に入ります前に事務局の異動がございましたので、新任職員を紹介させていただきます。

農林水産部林務担当技監の阿部でございます。

(阿部林務担当技監) 4月から林務担当技監を拝命いたしました阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田委員長を初め委員の皆様方には日ごろから県民税事業の推進に当たり大変貴重なご提言をいただいております、深く感謝申し上げます。

私ごとながらこの県民税創設時に担当させていただきました、再びこういう形でかわりを持たせていただけるということを大変うれしく思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) それでは、その他の職員をご紹介します。
主任主査の高芝でございます

(高芝林業振興課主任主査) 高芝でございます。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 砂子田の後任になります。
同じく主任主査の木戸口でございます。

(木戸口林業振興課主任主査) 木戸口でございます。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 森林整備課、森ゼミのほうの担当になります主任主査の菊地でございます。

(菊地森林整備課主任主査) 菊地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 高橋の後任になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にありますとおり平成27年度いわての森林づくり推進事業の実績について、それから第2期までの、いわゆる昨年度までの森林づくり推進事業の実績全体につきまして、そして第3期の、いわゆる今年度から始まりますいわての森林づくり推進事業について、それから平成28年度、今年度のいわての森林づくり推進事業について、そしていつもお願いしております環境の森整備事業の施工地審査、そしていわゆるソフト事業、県民参加の森林づくり促進事業の第2次募集分の企画審査についてとなりますので、長時間になりますけれども、よろしくお願いいたします。また、本日は現地機関でいわて環境の森整備事業を担当している職員が出席しておりますので、ご紹介申し上げます。

盛岡広域振興局林務部主任主査、土橋でございます。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) 土橋でございます。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 同じく主査の岩田でございます。

(岩田盛岡広域振興局林務部主任主査) 岩田です。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 県南広域振興局林務部主任主査の赤座でございます。

(赤座県南広域振興局林務部主任主査) 赤座でございます。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 花巻農林振興センター主任行政専門員、照井でございます。

(照井花巻農林振興センター主任行政専門員) よろしく申し上げます。

(西島林業振興課振興担当課長) 遠野農林振興センター主任主査、佐藤でございます。

(佐藤遠野農林振興センター主任主査) 佐藤です。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 一関農林振興センター主査、谷口でございます。

(谷口一関農林振興センター主査) よろしく申し上げます。

(西島林業振興課振興担当課長) 沿岸広域振興局農林部主任主査、松田でございます。

(松田沿岸広域振興局農林部主任主査) よろしく願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 岩泉林務出張所上席林業普及指導員、菅原でございます。

(菅原岩泉林務出張所上席林業普及指導員) よろしく願いいたします。

(西島林業振興課振興担当課長) 二戸農林振興センター林務室主任、高坂でございます。

(高坂二戸農林振興センター) よろしく願いします。

(西島林業振興課振興担当課長) 林業技術センター主任専門研究員、新井でございます。

(新井林業技術センター主任研究専門員) 新井です。よろしく願いします。

(西島林業振興課振興担当課長) それでは、以後の進行は岡田委員長にお願いしたいと思えます。

先生、よろしく願いいたします。

(岡田秀二委員長) それでは、きょうも、この委員会はいつもそうなのですが、盛りだくさんで委員には本当に気の毒だと思えます。よろしくどうぞお願いいたします。

早速始めたいと思えます。議題の1、2を一括してご提案をいただきたいと思えます。最初は推進事業、平成27年度の実績です。それから、続きまして(2)のところですが、これも第2期まで全体のところの実績でございます。

ご提案お願いいたします。

【事務局から資料No.1-1、1-2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。議題の(1)と(2)について一括してご提案をいただきました。

いずれも実績ということで、特に数字についてはこれで年度の確定値でございます。ご質問、ご意見あればいただきたいと思えます。

どうぞ。

(若生和江委員) 数字が落ちたところの理由などもきちっと誰が見てもわかるように書いてあって、委員以外の県民が見てもわかりやすい表になっていると思います。

(岡田秀二委員長) 余りこの委員会がお褒めをいただくことないのですけれども、お褒めをいただきました。

そのほかいかがでしょうか。

誰が見てもちょっと気になるというか、大丈夫ですかと応援したくなるのは予定面積ですね、整備のね。これがなかなか届かないということで、やむを得ざる理由がそれぞれあったわけですが、ここについては皆さんご心配をいただいているかなと、そう思います。このあたりどうですか、例えばご説明いただきましたのは震災以降の人手不足というのが一番、対象箇所面積がそれぞれ上がってきていても、現実的にそれを担っていただく事業体の作業員、これの確保が非常に難しい、これが主要な理由ですということを説明いただいたのですが、今後の見通しなんかちょっとでも触れていただけるとありがたいのですが。

(西島林業振興課振興担当課長) 県民税事業の一番の柱になりますハード事業ということでお話がありましたように、震災以降どうしても数字が伸び悩んだというのが理由でございます。やはり一番大きいのは、ここに書いてありますとおりどうしても被災地の高台移転あるいは三陸縦貫道、そういったところの支障木伐採に県内の限られた伐採の技術を持った方たちが集中したということで、内陸からも沿岸のほうに出向いて応援するというような状況が続いたというのが一番大きな理由ということになると思います。

あとつけ加えれば、陸前高田から宮古までの間というのはやはり被害が大きかったということで、森林所有者の方も残念ながら御不幸にもお亡くなりになられたり、あるいは生活の再建で、いわゆる森林というところにまで目が行き届かない、手が回らないという、そういう方もたくさんおまして、そういった震災のためにというのが理由だったなというのを感じております。実際に振興局ごとに内部資料ということで事業の実施状況をまとめたものもございますけれども、それを見ても明らかに宮古から陸前高田までのラインが極端に数値が落ちていると、それがそのままこの数値にリバウンドしてきたというのが実態でございます。第3期を迎えて委員の先生方からもこれまでの議論の中で、きちんとお金をいただいているのだから、そういうハード面の目標達成に向けて努力してくれないかというお話も再三いただいておりますので、実は現在地域説明会ということで主に事業者向けあるいはNPO等ソフト事業を活用する方向けの地域説明会を昨日から開催しております、盛岡市ほか遠野、宮古、久慈、奥州、県内5カ所で、前回委員の先生方にもご参加いただいたのですが、実務的な話になりますので、我々事務局が出向いて説明会を開催したり、あるいはそれに先立ちまして、県内の所在事業者の中央団体、例えば県森林組合連合会ですとか、森林整備事業協同組合あるいはノースジャパン素材流通協同組合、そう

いったところを訪問しまして意見交換しながら活動を促すというか、協力を要請すると、そういったところからまずキックオフして始めております。いずれ、これからいろんな改善点は少しずつ直して行って、何とか目標に近づけるように頑張りたいと考えております。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

そのほかいかがですか、ご質問、ご意見。

私なんかのあれですね、10年間ということをとってみると、当初は森林所有者のレベルで賛成が得られない点が少しありました。それは、やっぱり20年間皆伐を避けてくださいという誓約書というか、約束事を取り付ける。そうすると、所有者にとっては自分の財産でありながらという縛られたものを強く感ずると、これがやっぱりあったのだと思います。ところが、最近になるほど、あるいは昨年度の27年度の事例では非常に優良な経営者であって、当初そういうことの意向を強く打ち出していたような人たちが積極的にこの事業でもって間伐をしてほしいというような形が目立っている。しかも、この事業そのものもできるだけ奥地にあって、あるいは森林がいわば公益性をきちんと担保するような、そういう役割を持ったところに特定化して事業を入れてきたのですが、最近ですと非常にこの条件がいいと思われるような所有者、森林についても出てくるようになって、すなわち森林林業の経営をめぐる環境というのは非常にタイトになってきていて、この事業への期待というのが非常に大きくなってきているという、この事実が随分とあらわになってきたなということを強く感じております。

それと当初は、保安林というある法律に基づいた管理を要請される、逆に言うとさまざまな補償があるという、そういう森林と公益性があるのだからということと一緒に考えていたのですけれども、そこはやはりきちんと峻別をするというか、分けなければいけないという、こういう中でできるだけ保安林以外のところで非常に森林が不健康なところ、ここに集中して手を加えてきたという、これも大きな成果だったなと、このように思います。

きょう提案のある、後ほどの環境の森のところでは県内全体の地図の中に落とし込んでおりますけれども、岩手県全体はご存じのように国有林地帯で、国有林と、それから県南の一部では公有林が偏在をしています。あるいは中央部においては会社有林、非常に大きな山元さんのところが出てきます。それ以外のところ、実はこの事業はくまなくきちっと手が入ってきているということも大体我々地図に落としながら目にしているところで、この事業の成果というのは、あるいは権限にもそこをわかっただけ、そのエビデンスというか、そういうものをきちっと提案できているかなと、そうは思っています。

いかがですか、よろしいですか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。1、2を以上にいたしまして、続いて(3)

と(4)、これを一括してご提案いただきたいと思います。(3)は、第3期の事業についてでございます。それから、(4)は当年、今年度の事業の推進についてでございます。ご提案お願いいたします。

(高芝林業振興課主任主査) 【資料No.2-1、2-2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。資料ページで言うとA3のものとその次の2-2というやつということですね、これについてのご説明でした。ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。A3の資料ナンバー2-1の県民参加の森林づくり促進の一番下、被災地枠、これの最後の「[5団体]」と今高芝さんが途中で言ってくれた3団体、7団体、この関係。

(高芝林業振興課主任主査) 大変失礼しました。5団体の誤りでございます。

(岡田秀二委員長) こっちの2-2が5団体。

(三上林業振興課主査) はい、2-1が以前からご提案しているものでございますので、こちらの5という数字を使ってまいりたいと。

(岡田秀二委員長) 2-2の5だね。

(三上林業振興課主査) はい、大変申しわけございません。

(岡田秀二委員長) それでは、どうぞ。

(若生和江委員) 先ほど環境の森整備事業の新たに加わった内容等についても地域説明会を行っていますという説明がありました。拡充している部分、今までできなくてできるようになった部分というのを伝えていくということがとても大事だなと思いますので、そのあたりをしっかりと、というところと、あと県民参加の森林づくりについても今まで補助できなかった部分で新たに加わった部分で活動団体が活動しやすくなっている項目が何個かありますので、そのあたりをしっかりとお知らせして使って利用してみたいという団体がふえるように周知のところが徹底してほしいなと思います。

(西島林業振興課振興担当課長) お話いただいたとおり、制度を少し変えたところ、そこを強調しながら説明をしておりますし、いろんな機会を捉えて周知するように努力してまいりたいと思います。

(岡田秀二委員長) そのほか。

はい。

(吉野英岐委員) これ資料2-1と2-2は同じもの、28年度については同じことを書いていると思うのですけれども、最初の環境の森整備事業の面積なのですから、2-1は1,500ヘクタールとあって、2-2は1,830ヘクタール。同じものなんですよ。

(木戸口林業振興課主任主査) 先ほど実績のところでごらんいただいたと思うのですけれども、2期までに1万5,500ヘクタール整備する予定でしたが、それが達成できませんでした。その分も含みまして3期のほうの面積がふえた関係上、単純に今5で割ったものが1,830ということで若干ふえております。

(吉野英岐委員) するとその下の間伐材の有効利用も当初は2カ所であったものが28年度は10カ所ふえる、ここに資料2-1で書いてあるのは当初の5年間分のものなのだけでも、資料2-2で書いてあるものは新しく数字を現状を見て入れてみるとこういう数字になりますよという、つまり、ふえますよということではないのでしょうか。

(高芝林業振興課主任主査) 資料が見つらなくなっておまして、大変申しわけございませんでした。こちらのA3判資料につきましては、28年度以降全体を組み立てて、予算を積み上げるときの計算数値ということで整理したものです。同じ時期に出す資料として数字が違って大変恐縮なのですが、それらを踏まえて資料2-2にありますとおり各事業の今年度の実施内容を具体的に精査していったものが資料2-2で実施していくという位置づけで考えていただければいいかと思います。

済みません、資料がわかりづらくなって大変恐縮でございます。済みませんでした。

(吉野英岐委員) 資料2-2のほう数字が今年度やる予定の数字であると。

(高芝林業振興課主任主査) はい、こちらの数字を目指して頑張っていくというものであります

(吉野英岐委員) そうすると、今のお話ですが、混交林の誘導伐が非常に数字が上がるわけですから、これまでの実績を見ると6割前後の実施率で、目標を必ず達成しなければいけないわけではないかもしれませんが、数字を上げてくるということなので、相当頑張らないとこの数字本当に達成できるのだろうか、ちょっと心配にはなるのですけれども、そのあたりは何か新しいアイデアとかあるのでしょうか、これだけの上積みもあるということで、達成に向けた28年度バージョンみたいなのはありますか。

(木戸口林業振興課主任主査) 28年度以後の取り組みといたしましては、まず単価を見直したということです。係数がかかっていたのを外した、あとは環境の森の施工地がどうしても奥のほうにございますので、車で行けるところ、公道から500メートル以上離れた施工地の場合は通勤補正ということで補正をするということで、より事業実施主体の皆さんが取り組みやすいように変えておりますし、あと施工地の基準につきましても審査基準がありました、こちら保安林につきましても保全対象がきちんとある、そして国の保安林の整備事業でできない箇所であるというような理由づけがあるところにつきましても、保安林であっても環境の森整備事業を導入するというようにしておりますし、あとは団地の考え方にしましてもおおむね10キロ以内ということにはしておりますが、例えば流域単位ですとか、あとは昔からの経済活動が同一であるとか、単位が認められるというところにつきましても、個別案件として皆様方にお諮りして施工地として取り上げていただくようにということも考えております。

あとは調査対象経費ですね、どうしても一カ所一カ所の箇所が小さくなって施工地が見つけづらくなっております。所有者さんから同意を取り付ける際に相続の状況ですとか、境界確認とか、結構手間がかかっておりますので、こちらにつきましても調査対象経費ということで補助経費に計上できるように制度を変えてございます。あとはやっぱり現地機関の皆様方と意識を共有して、きょうも多数現地機関の担当者にも出席してもらっているのですけれども、一丸となって取り組むように頑張っていきたいと思っております。

(三上林業振興課主査) 補足というか、ソフト事業の面でも広報の関係でございましてけれども、昨年度までは3期に向けた制度のPRということでコマーシャル等々に取り組んでまいりましたけれども、今年度につきましても皆様方からのご意見というか、ご心配、ご懸念がございまして、森林所有者に的を絞った広報というような形でできれば取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

(吉野英岐委員) さまざまな工夫が今年度なされるということで、この1,830ヘクタールの目標が達成できるように期待しているところですし、仮に100%できなかったとしても大体8割掛けると1,500にいきそうなので、なかなかパーセントの目標値は出しづらいとは思いますが、少なくとも従来目標であった1,500は何とかクリアしていただければなと思っておりますので、80%ぐらいは最低でも施工率を達成していただくと非常に有効な結果が得られるのではないかなと思っております。

以上です。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。きょうの委員はどうしたのか、みんな優しく、私がちょっと厳しく聞きたいのですけれども、先ほどの確保面積が達成できな

かったのはひとえに労働力問題ですね、あるいは所有者自身がやっぱり被災を受けているということのある認識の及ばないところというのが十全にあったのだろうという話なのですが、今のさまざまな工夫によってできるだけカバー率を上げていきたいということは結構なのですけれども、労働力に対して何事も触れることがなかったのも、そうであれば依然として変わらないでしょうというのは当然心配事として残りますよね。

(佐々木林業振興課総括課長) その労働力の確保という部分で申し上げますと、どうしても国有林の仕事をやったりとか、そういう順番がロットの大きいといいますか、そういうものからやりやすいということもあるので、どうしても今まで申し上げた県民税事業は資料1-2の3ページのところで、(2)番として事業実施主体等とありまして、その棒グラフの2つ目のところに事業実施主体別の確保面積とございます。その大部分が森林組合さんが主体であるという状況がございまして、大きい面積から仕事をし、どうしてもどんどん小さくなっていく県民税の事業が後回しになってくるというのがありましたので、その部分は、やはりこの事業の持つ意味というのを森林組合さんにきちっとわかっていたら、面積の確保は確保としてやっていただいて、大きい仕事ばかりやっていて、すき間というところとちょっと言葉よくないですけれども、その間の部分でうまく労働力がかぶらないところで県民税事業をやっていただくという形をちょっとそういう方向でどうしても、ちょっと強く指導していきたいなと思っておりました。平準化という意味で、どうしてもきつきつのところにさらに上乘せというのは難しい話ですので、それを季節でばらしてうまく凹凸を、でこぼこをなくすような形というのもちょっとお話をし、お願いをしていきたいなというふうには思っております。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。今のようなことです。
はい、どうぞ。

(若生和江委員) 働く人たちの条件も今までよりはよくなるので、取り組む団体がふえるのではないかなという期待があります。目標面積のところ、本年度のもともとの目標面積が1,500ヘクタールは1,500プラスその300幾らは昨年度までのできなかった部分ですよということをきちっと見えるように書いて、そして達成面積がどうだったかという振り返りをしていったほうがより現状がわかるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(西島林業振興課振興担当課長) わかりました。資料の作り方がちょっとややこしくて、ご理解していただくのにちょっと大変だったと思いますけれども、いずれ1,500ヘクタール掛ける5の7,500ヘクタールというのが第3期の目標、県民の皆様方にも示している目標と。ただ、残念ながら積み残してしまった部分がありますので、そういった形で切り離して管理して報告書のような形で整理していきたいと思っております。

(岡田秀二委員長) そのほかよろしいですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは、先ほど口頭でしたが、ご説明いただきましたように第3期に入ってからいろんな事業が出てきたこととともに制度自体の見直しというのも行って、具体的には単価の見直しもちょっとありましたということで、できるだけ事業者を持ち出しがないように見に行き、いろいろと数字を拾いながら文章に起こしてみたいけれども、やれなかった、そこにもお金がかかっているわけですが、そういうことにもきちんと金が提供できるようにということで、この事業が事業体にとっても、所有者にとっても、働く者にとっても今まで以上に取り組みやすいという、こういう条件を整えたと、そういうことをもってこれまでの目標とするところを達成したいと、こういうことでございました。よろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして5番目でございます。環境の森整備事業の施工地審査でございますが、なかなか件数多くて説明者も聞くほうも大変なものですから、要領よくご説明いただければ幸いです。ご提案お願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.3に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。大変なボリュームのところを要領よくやっていたいただきました。施工地数でいくと23件でございますが、一括してご質問、ご意見を受けたと思います。

どうぞ。

(佐藤誠司委員) 過去何回もというか、数度質問しているのですが、32ページですね、受付番号16—014で、まさに保安林の話で、先ほど説明では保安林であるから国の治山事業で実施することが困難とさらっと説明だったのですけれども、もうちょっと詳しくご説明いただければと思うのですが。

(木戸口林業振興課主任主査) 保安林では、国の治山事業をやっておりまして、保安林改良というのがあるのですが、20年以降民有林、私有林につきましては実績がございません。保全対象がきちんとかなり厳しく採択要件がありまして、保全対象があること、

あとはそういう保安林の制度にのっとして整備するというような基準に乗らないために私有林の大部分が保安林改良では整備できないというふうになっております。

(佐藤誠司委員) 過去土砂崩壊防備保安林という言葉が出てきた記憶がないので、もしかして前に出てきた保安林とどこか違うのかなというふうに思っていたのですが、そうするとあくまでも保安林として原則的に治山事業、要するにその場所の木を切ると結局崩壊のおそれがあるから、ここは国では手をつけられないということでこの事業で間伐をするという意味でよろしいのでしょうか。

(西島林業振興課振興担当課長) 保安林については、保安林種が17種類ほどございます。そのうち一番多いのが水源涵養保安林ということで何割でしょうか、岩手県の場合、国有林も含めた民有林のうち4割ほどが保安林指定されているというような状況にあります。今回のやつは土砂の流出防備保安林でしたでしょうか、土砂流出防備保安林ということで、地域の森林の置かれている状況によって着目すべき優先的に守らなければいけない公益的機能ということで、通常は水源涵養保安林がどうしても多いわけなのですけれども、この場合には土砂流出というところが下流域とかそういった状況から防備するための森林という形で設定されているものというふうに考えております。実際、先ほど担当のほうから説明ありましたように、従前先生方からお話あったとおり、本来は税制面でも優遇されている、あるいはいろんな審査があるということで、本当の趣旨からいけば保安林は国のほうの公費できちんと手当てをすべきだと、それは全くのとおりだというふうには認識しております。そういう中で、やはりどうしても採択上の順位、全国的にあるいは本県の中でも、その採択上の優先順位ですとか、そういったものから緊急性からどうしてもなかなか手がつけられない森林もあるということから、今回一体的に整備するということで公益性がより増すということで、事業の趣旨にかなうということで環境の森整備事業でやらせていただきたいということで提案させていただいたというふうに思っております。

(佐藤誠司委員) ありがとうございます。そうすると、今まで過去出てきたのは水源涵養保安林でしたか、今回土砂崩壊防備保安林というのは初めて出てきたように私は思うのですが、逆にそうしたこういった場所の木を切るとまずいのではないですか、大丈夫なのですか。

(西島林業振興課振興担当課長) 適正な管理をするということで、むしろひよろひよろの木で林全体の土砂を押さえる力が落ちるよりも、きちっと手入れをして、根系の発達を促すということで土砂を押さえられるということで、適切な施業をするということで、機能が向上するということです。

(佐藤誠司委員) そうすると、特に法律上というか、国の事業に対して何ら瑕疵ではなくて、何と言ったらいいか、違反するような部分はないということによろしいですね。

(西島林業振興課振興担当課長) 保安林上の例えば指定施業要件とか、さまざまな条件があるのですけれども、そういった保安林上の制限されている部分には抵触しないような形の施業に勤めるということになると思います。

(佐藤誠司委員) わかりました。

(岡田秀二委員長) 余り納得してないようですね。納得なかなかしづらいと思います。保安林は課長さん今ご説明のとおり、保安林に指定をされますと森林所有者は何々をしなければいけないというその側面と、何々をしてはいけないという両側面について縛りをかけられるわけです。しかし、逆に言うとそういういわば行政処分の一形態ですから、それを担保するごとくにさまざまな優遇措置が森林所有者には与えられています。最もこんなことがあるのというのは、要するに税金を免除される、固定資産税免除です。広く民主国家の中で税金が免除されるというのはおよそ例が余りありませんが、この保安林だけはそのような対象です。すなわち国家と国と所有者が一丸となって損失補償もするし、逆に何々をしなければいけないのですよということでしたらしっかりと義務も課しているわけです。これが保安林施業です。それにもかからず、経済条件のさまざまな想定以外の条件ができた場合、あるいはそうでなくても大きなトレンドの中で大変危険水域だなというような、そういう条件になった場合には特定保安林制度によって間伐をきちんとここは間伐しなければいけませんよという国にかわって県が注意喚起の制度もあるわけです。これらを全部やった上でもここは何としてもこの事業で、すなわち10分の10、補助率100%です。所有者のために一方では、そして一方では公益性のためにと。だから、本当は物すごく幾重にもこのバリアがあって、この場に出てきているので、そういう意味で言うとやはり県の意見のところももうちょっと丁寧に書き込まないと説明責任としてはちょっと足りないのと、佐藤委員が不満だと、何だと、ましてやこれは土流土崩と言われている、今災害がすぐ起こるとい、そういう箇所は保安林ではないかと、案あなた方本当に大丈夫か、切ってもとか、こういうことが当然のように怒ることですよね。だから、保安林については一度対象にしたのですけれども、そうでないところにやはり峻別をしようといったところの背景があるわけですから、そこを踏まえた対応、踏まえた説明、これがないとなかなかプロにも、あるいは県民全体にも説得力ある形はとれないというふうに思います。大変いいところをご指摘いただきました。

そのほかいかがでしょうか。

はい。

(吉野英岐委員) 16—008番、20ページですけれども、11齢級以上の森林が1.2ヘクタール含まれていますので、本来ここは対象外、でもこれもやりますよということで、ほかのところもそういうのが幾つかあって、それは県の意見でそこについて言及をしているのですけれども、11—008のケースでは、県の意見の言及がないのです。しかし、一番面積の大きいところで1ヘクタールを超えている11齢級というのはほかないので、どうしてここは意見がなかったのかなと思ったものですから。その次の16—009とか、16—010とか16—011なんかは、11齢級以上が入ったときは県の意見の中でもこうこうこういうことなのですとコメントを入れて出しているけれども、ここだけなぜかコメントがないので、理由があれば教えてください。

(木戸口林業振興課主任主査) 済みません、単純に私が書き落とただけです。同じように11齢級以上の森林を含むのですけれども、この立木密度、先ほどの説明でも説明いたしましたが、通常700本というところが、施業指針上はこの齢級でありますと適切な混みぐあいなのですけれども、こちらにつきましては2,300本ということで3倍以上になっているということで、立木密度が高いことから整備が必要であります。県の意見のところをちょっと書き落としておりました。失礼いたしました。訂正いたします。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがでしょうか。調書が少しずつ変わってはいるのですが、森林整備（事業実施）の必要性のところの出だしのところのフレーズがこれ全部一緒ですよ、「手入れを行わなかったことから、」、ここまでは少なくとも全部一緒なんです。一方で、施業の履歴を見ると全く手入れを行っていなかった場合も、それから下刈りまでは行っていたという場合も、それと除伐までは行っていたというか、第1回目間伐まで行っていたという、このバラエティがあるにもかかわらず、このフレーズは全部一緒なのですよね。この「手入れを行わなかったことから、」というこれで一括されると、この履歴のところもきちっと書き込んだことが余り生きてこないのですが、ここはご検討の上でしょうかね。

それと黒い四角の2番目は所有者の実情のところを書き込んでくれています。ここも大変大きなお金がすぎ込まれるということを私たち評価委員は大変気にしていますので、できればこの調書において所有者のこの捉え方が全部似たようなことだという、これもできるだけね、何となくそうだということはわかりますし、皆さん納得しているのですけれども、今回23件のうちの1つには、被災を受けたので、もう経済的余裕ありませんという、こういう箇所が1カ所ございますね、それは物すごくわかりやすいですし、皆さんというか、県民納得がいくと思います。そんなような基準も含めてできるだけここは一括すると個別性が消えてしまうので、しかし一つ一つの件数に大きなお金がすぎ込まれる、これも事実なので、ここについては最新の調書に注意を払っていただけるとありがたいなど、このように思っています。

そのほかご質問、ご意見は。

今回の申請書を見てもやはり1人とか2人とかそういう少ない人数で、地図を見てもそんなに不便でないと思われるところが積極的にこうやって出てきているということを我々はトータルにはやっぱり見落としてはならないなど、それぐらい森林経営をめぐる環境というのは厳しいということですね。しかし、公益性がありますから、しっかりと管理したい、この辺の姿勢については皆さん支援をしていますし、できるだけ応援したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、もしなければ一括してとってみたいと思ひますが、今回の23件、本事業として採択をするということによろしゅうござひますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

(木戸口林業振興課主任主査) ありがとうございます。施工地調書の書き方につきましては、次回までに私のほうも勉強して改善を図ってわかりやすい調書をつくっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。それでは、この委員会は委員を物すごく使う委員会、これ事前に読んできて、しっかりと目を通して、なおかつこの後の議題にかかわっても大変タイトな作業がありますので、ここでちょっと休みをいただきたいなど、このように思ひます。どうしまししょうか、今3時5分前です。最大限休んだとして六、七分お休みいただければありがたいと思ひます。お願ひいたします。5分前には再開したいと思ひます。

(休憩)

(岡田秀二委員長) さて、それでは再開したいと思ひます。

本日の最も大事なところかと思ひますが、第4番目になります。きょうの議題番号でいくと6番目ですね、県民参加の森づくり促進事業、第2次募集なのですが、企画審査でござひます。

それでは、ご提案お願ひいたしますが、全部で11件でござひます。そのうち事業内容で見てもまいりますと1番目と2番目が環境整備を内容とするもので、まず最初、この2件提案をいただいて審議をしたいと思ひます。

それから、続いては3番目に担い手育成の事業内容です。これが1件なのですが、一番最後11番が、これは被災地枠なのですけれども、これも事業内容として別立てで1件なも

のですから、ここを一緒にして、その次にはご提案をいただいて審議をしたいと、このように思います。

最初は、それでは1番目と2番目お願いいたします。

(三上林業振興課主査) それでは、県民参加の森林づくり促進事業第2次募集分の審査ということでご審議のほどお願いいたします。

まず初めに、岡田委員長からこき使うというようなお話ございましたが、事務局では毛頭そのようなつもりはございませんし、伏してお願いを申し上げ、大変ご迷惑かとは存じますが、審査をお願いする次第でございます。

それでは、審査に入ります前にお配りしております資料をご確認いただければと思います。A3判の資料、資料ナンバー4でございます。応募団体一覧表になっております。こちらをベースにご説明をさせていただきたいと思います。あと同じくA3判の資料でございますけれども、事前審査結果一覧表委員用ということで、委員お手持ちの資料とさせていただきます。可否について記載をして整理したものでございます。

続きまして、同じくA3判の資料でございますけれども、委員の皆さんから事前審査をいただきまして、その結果、いろいろなご意見を頂戴しております。こちらについて、委員の皆様ごとに整理をして取りまとめをしたものとなっております。あと参考資料といたしまして、A4判の資料3種類お配りしました。県民参加の森林づくり促進事業の実施要領と促進事業の審査要領と3つ目ですが、企画募集要領、これは表-1を抜粋したのとなっております。

以上でございます。資料については以上でございます。

それでは、委員長のご指示のございました審査の順番に沿いましてご提案させていただきたいと思います。まず、資料ナンバー4番でございます。資料ナンバー4の1番、滝沢市でございます一般社団法人東北地域環境計画研究会というところで、採択の実績は3回でございます。列状間伐によるイヌワシ等の生息環境整備と併せた間伐材の利用と。間伐等の活動の概要といたしましては、森林環境整備ということで補助申請が47万円、これ前年度と比較しますと前年は39万9,000円でしたので、若干のアップということでございます。主な用途といたしましては委託料、列状間伐を実施するための委託料となっております。こちら参加人数については延べ50名というようとなっております。

引き続きまして、2番目でございます。一関市でございます山目地域の里山を守る会ということで、こちらの団体につきましては第1次募集の際に一度トイレの関係等ございまして、ご審査をいただいた団体でございますけれども、トイレについてはリースで対応したいというお話もございましたので、前回60万弱だったものですが、リースに変更したことにより補助申請額は37万1,000円、賃貸料が主な用途で、こちら参加者は延べ60名ということの予定でございます。

以上、森林環境整備事業、森林環境整備活動について2件ご提案申し上げます。ご審議

をよろしくお願いいたします。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。既にお目通しいただいておりますし、意見もいただいて、委員用という委員のみの資料なのですが、そこでも整理をなされておりますので、そんなところも参考にいただきながら、さらに意見交換をした上で個々の審査をしたいと、このように思っています。ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

(若生和江委員) 送りました調査票の返事にも書いたのですが、1番目のところについて会員のNPO団体のところの区別がよくわからない。送っていただいた資料の5ページのところの費用の内訳のところを見たところ、会員に対して報償費とか交通費の支給というのはこの表には見えないわけなのですけれども、NPO団体に関しては報償費、旅費を計上してあって、ではNPO団体というのは何なのだろうと見たときに会員が行う活動と、そのNPO団体の人たちが行う活動の違いとか、その区別が私にはちょっとよくわからなかったので、専門のいろんな伐採する利用が必要とか、そういうところは問題ないと思うのですけれども、間伐した後の材を片付けたり、運んだりする活動を行うNPO団体の人たちに対してもこういう支出が適切かどうかというところをちょっと提起をしたいと思います。

(三上林業振興課主査) 承知しました。今後補助金の申請等々出てきますので、万が一そういった、誤解を生ずる恐れのある支出がないように指導しながら事業のほうを進めてまいりたいと思います。申しわけありません。

(若生和江委員) 今の質問に対して、実情はこうですよという中身まで把握していないのですね。

(三上林業振興課主査) 申しわけございません。

(岡田秀二委員長) 盛岡担当の人はきょう来てないのかな。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) 盛岡振興局の土橋でございます。

まず、旅費のところなのですが、備考欄なのですが、あくまでNPO単位ということで、聞くところによりますとNPO山仕事くらぶさんですか、こちら講師として、参加者ではなく講師としての依頼ということで、そういう意味で今回主催する団体とは別で、あくまで講師に対する旅費ですよと、報償費ですよということで、そこは区別していると聞いておりました。

(若生和江委員) チェンソー講習を受けて、チェンソーを使って間伐を会員の人たちがするということですかという質問と、それとは別に間伐作業は間伐作業で委託料として、会があるので、その2つの違いのあたりとかがちょっとよくわからなかったのですが。間伐作業を請け負う人たちとチェンソーを使っての間伐技術講習みたいなのをする人たちは別で、それぞれの会があるというものですか。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) 委託のほうですけれども、こちらは皆さんで集まってやるのとは別に先行して専門的な作業を行ってもらおうと聞いております。急斜面でするので、そこは参加者とか入れないで、あくまでも本当に作業、専門のチェンソー持てる技術者が入って行くと聞いております。報償費の部分については、その後の部分かと思えます。済みません。

(若生和江委員) そうすると、わかりやすく話をすると間伐は専門の業者にしてもらふよというので、その後の玉切りをしたりというところをNPO団体というところをお願いするよと、その切ったやつを会員みんなで運ぶよと、そういう流れという意味ですかね。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) 済みません、わかりやすい言い方ですね。ありがとうございます。よろしく願いいたします。済みません。

(若生和江委員) それであれば了承いたします。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(吉野英岐委員) 私も前に通したので、別に前はよかったのかなと思ったのですが、要するに間伐作業にお金は30万円以上払うものなので、ここに当てはまるこの枠、県民参加の森林づくりというようなそもそもの考え方と間伐を直で委託に出してやってしまうことは整合するのか。間伐した後の木材はいろんな形で山仕事くらぶさんに指導を受けながら県民がそれをうまく使えるようにと、後段の部分はまさに県民参加というのですか、前段の部分は間伐で、それは盛岡市の森林組合に委託する、そして1ヘクタール当たり単価で言うと結構高くて大体90万円ぐらいの委託料になっていると思われま。ただ、先ほどまで審議していた間伐の森林整備のほうだと1ヘクタール当たりで大体40万円ぐらいで間伐をしていただいているものなので、考えてみると倍以上のお金がかかってしまう。それが大変な急斜面で、前段で審議をした間伐と全く違う危険度なので、平均して40万円ぐらいでいけるところをこちらは90万円と。ただ、面積が小さいから30万円で済みますけれども、ともあれ私としては何か間伐作業にしか見えなくて、それはそれで前段のほうに申請していただくということにはできないのだろうかというふうに思いましたが、いかがで

しょうか。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) お答えになるかどうかあれですけれども、盛岡振興局です。

前段のほうにというのは、環境の森ということですが、環境の森の事業のほうは審査基準のもととなるのが、これまで手入れが行われてこなかった森林という意味で、ここはちょっと過去に所有者の方が手をつけているということはちょっと聞き及んでおりますし、あともう一つ、本来これは間伐作業は別ではないかという、委託事業とは別ではないかというご質問ですが、この上げてきている事業目的自体がイヌワシの生息環境整備という大きな目的がございますので、事業区分でいきますところの1の1の(3)に合致するところがないかと考えております。

あと経費なのですが、私も検証のしようがないのですが、26年度もこのフィールドで森林組合さんに委託しているということで、ヘクタール当たりの案分が出てきたものなので、これが適当か妥当かというのはちょっと判断しかねるところです。済みません。

(吉野英岐委員) 私も判断できないので、林業を実際にやった場合というのは妥当な金額というのがちょっと私自身もわからないのですが、前段でやった環境の森整備事業を単純にこれまでの整備面積と整備金額で考えていくと40万円ぐらいになっていると思うのです。それはもちろんもっと高いところもあればもっと低いところもあるので、みんなが40万円を受けているわけではないのですが、大体森林組合さんが受けている例も多かったということなので、同じような団体さんが受けていて、倍以上の単価になりそうなので、私はプロではないので、何とも言いづらいところですが、先ほどの相場観から見るとちょっと金額的には高いというのと、あと全体の事業総額に占める伐採の金額が全体は47万7,000円で申請されておりますけれども、伐採にかかるお金は30万1,320円ですので、50としても6割強がここでお金を使うことになってしまうと。6割強委託に出して残り4割弱で本来の趣旨の仕事をさせていただくということだと思っておりますので、そのあたり8割ぐらい間伐にお金使っても、それでも本当に大丈夫なのですかというような、ちょっと基準がないので、何とも言いづらいところではございますが、まさに間伐作業を含む森林の、県民が親しむ県民参加の森林づくりという考え方をどういうふうに認識しているのかをちょっと聞いてみたかったということです。

(岡田秀二委員長) この5ページの委託料の93万円、これは全然問題にならない、話題にならなかったのですか、振興局では、93万円。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) 済みません、その当時の写しはいただいております。

ましたが、お恥ずかしいですが、ちょっとこの単価については議論にはなりませんでした。

(岡田秀二委員長) 確かに30から35度の急傾斜地で、この辺は触れられてはいますが、それにしてもちょっと高いぞと、そこは。だとすると精査する必要性はあるかもしれませんね。そもそもそれだけではなくて、吉野委員のそもそもの疑問はこの県民参加の場合の森林所有者への啓発ですとか、森林整備活動という内容の大事なところは野生鳥獣との共生、これは確かに入っていますから、ここはいいのですけれども、餌場をつくることができるのが共生と、そして事業内容として共生のところのデータをとるとか、みんなでそこを確認するとか、そこに集まってもらって県民にも普及啓発するのだということよりは、むしろ間伐と、それを運び出してという、薪にしてという、ここにお金をつぎ込んでいるのだけれども、それで本当にいいのかと、そしてそこもNPOという、どちらかというとプロに近いような人たちに手伝ってもらってみたいな、これで本当にこの事業の趣旨と合っているのか、ここが疑問ですよ。

佐藤委員どうぞ。

(佐藤誠司委員) 今の件につきまして、6ページのほうに立木伐採請書というのがあって、そこに何かメモ書きで「税抜390,000÷0.42=928,571≒930,000」という単価がここに出ているので、これがイコールこちらの5ページの93万なのかなと思うのですけれども、なぜこれ0.42で割るのかよくわからない。普通なら掛けるのではないかと思うのですけれども、これ違うのですか。多分このメモ書きが93万円の根拠になっているのではないですか。違いますか。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) 6ページ、そのとおりでございます。これは計算的にはいいのかな、その当時やったのが、ちょっとこの請書には面積は書いてございませんけれども、4.2ヘクタールだと思いますので、全体で割ってヘクタール当たりの単価が93万で、このときは作業をやってもらったと思います。この件ですけれども、単価的に現段階ではまだ、実績はあるにしても設計段階ということもあると思いますので、この実施の段階ではもしできれば相見積もりとかそういう形で1者、実績のある森組さんだけではなくどこか別なところもとっていただくようにもし指導できれば指導してまいりたいと、適正なそういった作業というか、その辺努めたいと思っております。

(佐藤誠司委員) わかりました。39万というのはヘクタールではなくて、あくまでも前回のもので、それをヘクタール当たりの単価で出したというメモ書きですね。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) はい、そうです。

(岡田秀二委員長) それではいかがいたしましょうか、これについてはちょっと金額の精査を条件にしてということで、採択についてはいかがですか、委員の皆さんのメモではまあまあというところなのですが、これはこのとおりでよろしいですか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) それでは、採択をするけれども、ちょっと単価も含め、金額全体のところについては再度ご指導いただきたいということでございます。

(三上林業振興課主査) 承知しました。

(岡田秀二委員長) 2件目でございますが、いかがでございますか。
どうぞ。

(岩田博子委員) 2件目なのですが、ほかの団体さんのを全部読んでいまして、こここのところの保険料だけがとても少額だったので、保険の内容については各団体さんにお任せのようなのですが、補償内容は大丈夫なのかとちょっと単純に思ったので、書いてきました。

(三上林業振興課主査) 承知いたしました。こちらの保険内容と補償内容等も今後補助金交付申請手続等ございますので、その際に改めて確認をして十分な補償になるように助言、これで本当に大丈夫ですかというような形で確認をしながら進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) この団体の草刈り機の借上料のところ、前回は油代というのが適当ではないかというふうに書いたのですが、1回目の申請のときにもやっぱり1台掛ける何ぼと使った台数での計上になっていました。今のところを全部ひっくり返して見たわけではないのですが、例えば1台何ぼで借り上げというふうにしている場合の台数は2台とか3台、しかもその借り上げたやつで1日作業するような活動のときには借り上げ代ということで1台、2台で計上してありましたが、今回多分一日中刈るわけではないであろうというふうに読めるのですが、それでもその台数で書いてあるのは適当かどうかというのを聞きしたいと思います。

(三上林業振興課主査) そうですね、回答いただいたものではこの事業を2日間に分け

てやっているのですけれども、2回に分けてやるような形で進めるということで、その2日間だけではどうも終わらなくて、これに載せない部分でも作業しているのがあるというような話も聞き及んでおりますが……。

(若生和江委員) わかりづらいですね。

(三上林業振興課主査) そうですね。

(若生和江委員) 逆にきちっとその後の整備をしました、このくらいの委託した整備が必要だという場合は、それをきちっと書いていただいて、大人数でやる分は油代とか、そういうふうの実情に近い形できちっと予算を出していただいたほうが私たちも検討しやすいと思うのですが。

(三上林業振興課主査) わかりました。積算についてもわかりやすいような積み方というか、書き方にするように助言してまいりたいと考えております。

(岡田秀二委員長) 面積がトータルで1町ちょっとのところは25人、刈り払い機が一斉に入るといって、これも本当にそうだとすればちょっと大丈夫かなと、逆にそうも思うし、ここもちょっとご指導いただかないとだめかなと思います。一関はきょうはおいでですね、どうぞ。

(谷口一関農林振興センター主査) 今のお話で、1ヘクタールに25台というのは多いということだったのですけれども、ここの団体は7年間ぐらい続けてこの事業を利用させていただいてまして、それまでの実績をもとにこの台数を出しておりました。それで、プロの方であれば1ヘクタールに25台入るといっては本当に多過ぎると思うのですが、ふだん林業に携わらない地区の一般の方々が来て不慣れながら、あとはなれた人が安全なような状況でやってくださいという指導をしながらやっております、どうしてもこの台数になってしまうし、この台数にしてたくさんの人に来てもらいたいという思いがあるので、こうなっております。

(岡田秀二委員長) 事情は少しわかってきました。それでも先ほどの油代含めて1台当たりというのとトータルできちっと用意しておけば台数当たりというよりは稼働時間当たり下刈り機が使う油代、こういうこともカウントとしてはあり得ることですと、こんなところも含めてそれ以外の重要なところがクリアされたものですから、つつい見逃しがちだったのですが、こんなところも再度ご指導いただいて安全と、県民のお金を使いますから、できるだけそこについては無駄がない形のところを追求いただくということでお

願いをしたいと思います。

それと先ほど岩田委員から出された保険料がちょっとこの辺が安すぎやしないか、逆にきちっとした補償のところをカバーしていないということの懸念があるということですね。再度ご指導お願いできればと、このように思います。

採択そのものについてはよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) それでは、主要なところになりますが、3番目と11番目、これを一括してご提案願います。

(三上林業振興課主査) それでは、3番目、紫波町でございます。担い手育成ということで、こちら昨年度新規の団体で採択いただいた団体でございましたが、NPO法人紫波みらい研究所でございますけれども、今年度につきましては担い手育成に加えまして、里山づくり体験ですとか、森林環境学習といった3本の事業を実施したいということで企画応募が上がってまいりました。そのために、昨年度51万3,000円という金額だったのですが、2本事業がふえたことにより93万円、100万円近い金額となっております。主な用途としては報償費、講師への報償費ということで3事業合わせまして参加者延べ人数で360名を見込んでおるとい団体でございます。

続きまして、11番目になりますが、釜石市でございます。こちら被災地枠、1次、2次通じて被災地枠で応募があったのが、現時点ではこの釜石市だけということになります。釜石市自体としては採択実績は何回かあるのですが、看板については初めてだということで新規扱いということにさせていただいております。こちらにつきましては集落センターの案内板を放置材などを利用してつくるという事業になっています。集落センターについては、集落の避難場所、地元の人をよくわかると思うのですが、よそから避難してくる人たちにわかりづらいというところもあろうかと思っておりますので、ぜひ看板を設置して安全に避難できるようにしたいというところと、あとは森林県民税を使ってこの看板をつくりましたというような形でPRもさせていただければということでの企画応募でございました。補助申請額は6万2,000円ということで、主な用途としては材料費、地域住民と市と協働で作業するというので、参加者は15名ほどを見込んでいるという事業となっております。

以上、2件でございます。よろしくお願いたします。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

紫波のほうからいきましようか。紫波についてはいかがでしょうか。
どうぞ。

(吉野英岐委員) 一つ一つの事業については大変すばらしい事業だと思っております、一つ一つについては問題ないのですが、3個一括して申請となると、実は区分がそれぞれ違う。それから、その他収入がある事業もあればその他収入のない事業もある。また、いろいろ細かい仕様書を出して、内訳出させていただいているので、それを一括事業として考えて最終的にどういう会計処理を県のほうで受けてやるのか、あるいは全体で100万なのだからそれをちゃんと使っていれば問題がないというふうにされているかちょっとわからなかったもので、これそれぞれご申請していただくことはできないものだろうかということが疑問でした。

(三上林業振興課主査) 今までこういったケースがなかったわけではないとは思いますが、ただ3件一括でというのは確かに余りないようなケースだったものですから、事務局といたしましてもどのようにご提案したらよろしいかなと思ひまして、申請書をそのままご提案してしまったというところもござります。来年度以降も多分引き続き実施していただけるというような団体だと考えておりますので、要綱、要領というか、どういうふうに出していただければ審査についても、事務局の取り扱いとしてもいいのかというところを今後検討させていただいて次期の申請の際はきちっと整理をした上でご提案させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) 1つの団体で何種類かの講座を組み合わせたの申請というのは遠野エコネットさんが同じ山仕事の講座でもチェーンソー講習をメインに1年間かけてやりたい人たちと間伐材を利用したい人たちというふうにしたしか4つぐらいの項目の講座を組み合わせた申請というのがありましたので、今回は多分それに近いイメージだと思います。3つの事業なのだけれども、森のゼミナール事業の一番最初の地域の研修のときから参加している団体さんで、例えばこの3つ目の森のミュージアム活動と出ているのは実績も今まで全くないわけではなくて、数年前からそういう活動をしてきている方たちですし、あと國學院の学生さんと地域住民との交流というのは今まで地域の中でそういう事業をずっと続けてきているので、それぞれの事業に関してはきちっと計画を出したとおりに実施できるであろうという力や組織力も多分あるところであろうなと思ひていました。昨年度、森のゼミナールのときに学生さんと地域の交流というところに関しては具体的に相談案件で出てきて、いろんな人たちから助言をいただいて、今回の申請につながっているような感じの団体さんなので、ただ見るときにわかりづらいよねというところが今回の一番のポイントかなと思ひますので、そのあたりは考える必要があるかと思ひますが、内容等についてはきちっと行える団体さんではないかなと。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。この担い手のところであれですね、参加費3,000円を20人から取る、これは年8回やる。実際にこれ採択してみなければ我々もぴんと来ないところもあって、当初吉野委員ご指摘のとおり、会計の処理のところでも少しうまみが出るからということになると県民税というその立場から考えるとやはりそこはできるだけきちっと事業ごとに峻別をして透明性あるようにというのがこの申請団体にとってもふさわしいと思いますということで、やはりご指導の機会はあり得るなど、そうは思いません。そんなことを含めていただいて、再度実際に補助金の支出団体あるいはその申請書類を出していただく段階で再度のご指導をいただくということで、採択はよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。
釜石の件はいかがでしょう。
どうぞ。

(佐藤誠司委員) 資料を見て、何でセンターの案内看板だと思ったのですけれども、先ほどのような説明の中でこのセンターは避難場所になっているということなのですね。となればそれは随分意味が違ってきて、非常にそれは意味があるのだなというふうに思っています。せっかく釜石市さんで申し込んできたのですが、例えば1カ所と言わなくて、避難場所ということであれば10カ所とか、そういった形でもっと有効に使ってもらったほうがよろしいのではないかな。逆に1本立てるよりは10本立てたほうが経費的にも安くなるのではないかなというふうに感じました。

以上です。

(三上林業振興課主査) ありがとうございます。正直申し上げまして、釜石市さんから相談を受けたときに、釜石さんにとっては、半信半疑と申しますと失礼なのですが、委員会の審査を通るか通らないかという不安もあったようでして、看板をつくるだけではなくて、その地域と協働で製作する、それを通じて森林資源の有効利用という面と、あとそれに加えて森林づくり県民税を使ってこの看板をつくりましたというPRも見込んでという形でご提案すれば、多分、委員の皆様方にもご納得いただけるのではないかとということで、助言しながら段階を経てつくったものでございます。

ですので、佐藤委員さんおっしゃるとおり、今回採択としていただければ、また別な場所にももしかしたら立てるような形で釜石市のほうで検討していただけるのではなかろうかと。申請時は採択、不採択も決まらない段階でしたので。委員からそういうお話があったと、ぜひそういった形で進めてはかがかというご提案がありましたということは釜石

市のほうにお伝えいたしまして、使えるのであれば有効に使っていただきたいという形で助言させていただければと思います。どうもありがとうございます。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがでしょうか。

(若生和江委員) 今のところ、使う人たちが使いやすいように審査要領の5の(2)のところにあたりますよねというところをあわせて一緒に見ながらお話ししていくと、今までにも保育所の遊具であったりとか、あと乳児健診のときの保健センターみたいなどころの幼児用ベッドであったりとか、公民館とか、そういう場で使うような公共的な場への木材のようなものも提供というのがあったので、まさにぴったりの案件ではないかなと思いました。

(岡田秀二委員長) 何かイメージが、完成版、こういうやつがあるとちょっと皆さん随分違ったのではないかと。

(三上林業振興課主査) そうですね、おっしゃるとおりで、例えばこういったデザインというか、こんな感じで看板が立ちますという形で示していただいたほうがより審査に当たる委員の皆さんにもご理解いただけるのかなとは思いますが、市に提案しましたが、申請期限ぎりぎりまでいろいろと調整していたものですから、その部分はちょっと間に合いませんでした。大変申しわけございませんでした。看板の設置に当たりましては、デザインとか県民税使っていますということ、せっかくロゴマークも今回つくりましたので、ああいったものを取り入れていただくような形で助言して、事業のほうを進めさせていただければと考えております。大変申しわけございませんでした。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。それでは、ただいま出たような意見を踏まえて、そこもやはりちょっとご指導いただいてということをお諮りしたいと思いません。採択するということによろしゅうございますか。

どうぞ。

(吉野英岐委員) 私はバツつけてしまったので、採択で結構です。要するに、この募集要領の注の9がきついというか、狭いのですよね、すごく。環境保全効果、市町村が申し込んでくるところは環境保全効果等を支援すると割ときっちり書いてあるので、看板に使うことが環境保全効果につながるという理屈をつけないと、本来は看板自体はすごくいいものだと思うので、避難のためにきちんと出すものとか、記録に残っているものという意味では効果が高いと思っておりましたが、環境保全効果等について、看板の中にマスコットを少し入れていただくとか、こういうことが何かにつながるのですよと書いたものを地

域の住民の方には配っていただくとか、注の9がなければ全然私はオーケーなのですけれども、あえて厳しく県庁のほうでお書きになっているために逆に認めづらくなっているところもあるので、その辺十分に現地と調整を図って進めていただければそれで結構でございます。

以上です。

(三上林業振興課主査) 承知しました。自分で自分の首を絞めているような形になっておりまして、大変申しわけございません。そういった形で進めてまいりたいと思いますし、私は県民税の広報も担当しておりますものですから、県民税を使ってこういった看板を設置しましたよと、釜石市の広報には多分載せていただけるものだと思いますので、そういった形でも森林県民税のPRにつながってくるのではなかろうかと、そういった効果もあるのではなかろうかと思って期待をしております。

以上でございます。

(岡田秀二委員長) それでは、続いて3番目から10番目なのですが、これも途中で分けましょう。ごめんなさい、3は終わりましたから、4、5、6ですね、この3件を一括してご提案いただいて、そして一件ごと審査するというにしたいと思います。お願いします。

(三上林業振興課主査) 承知しました。では、4番目、採択回数7回、盛岡市役所になります。植樹祭に関する応募でございます。植樹活動、森林環境学習ということで上限いっぱい100万円、市の持ち出しが、全体の事業費としては200万を超える額のうち約半分、上限額で県のほうにお願いできればということで企画が上がってきております。こちらの参加者数は300人、募集は350人かけるのだそうですが、300人程度を見込んでという事業でございます。

続きまして、5番目ですけれども、なのりの里生き生きプロジェクト、こちらも盛岡市の団体でございます。活動概要としては森林整備、木工、炭焼き、植菌、いろんなメニューを用意した企画となっております。補助申請額は54万4,000円余と、主な用途としては原材料、こちらの参加者数延べ180名程度を見込んでございます。

続きまして、6番目になります。昨年新規の団体で、今年度も継続ということで企画が上がってまいりました、いわて林業女子会でございます。こちらにつきましては、イベントを通じた森林林業に関する県民理解の醸成を目的として、自然観察会ですとか、森林・林業勉強会等を開催したいということで申請が上がっております。36万余という補助申請額で、主な資料としては啓発資料製作に伴う委託料を計上しております。こちら延べ参加数として75名程度を見込んでいます。

以上3件でございます。よろしく願いいたします。

(岡田秀二委員長) それでは、1件目ですね。盛岡市です。これいかがですか。どうぞ。

(吉野英岐委員) 前も通っているし、今回急に通さないということではいけないと思うながら書いたんですけど、基本的に毎年行われている市町村主催の森林フェスティバル等々に対して県民税を無条件に当てはめることが本当に可能なのであろうか。もしそれが可能であるとすれば各自治体が申請してきたことを拒否できなくなるので、もう申請どおりに認めざるを得なくなるのかなと。あるいは県民税を申請する場合は特にこういう今年には講演会等、あるいはちょっと特別な企画があるので、その部分についてはこの県民税のほうで面倒見るといような何か仕分けをつけるか、あるいは逆に全部見るから、しかし上限は50万円まで、あるいは補助率は2分の1までとか、逆にオープンにすれば各自治体がむしろ安心して申請をしてこれるのかなと思ったのです。市町村のお金で主催しているものに対して県民税というものでどう対処していいか、見解があれば教えてください。

(三上林業振興課主査) 大変申しわけありません。的外れな答えになってしまうと思うのですが、ご承知のとおり森林県民税と申しますのは市町村民税に上乗せ、市町村が徴収事務を実際に取り扱っております。そういった意味で、市町村にいろいろとご負担をかけている手前と申しますと語弊がございますが、恩返しの意味と申しましょうか、集めていただいた税を県から還元し、市町村が実施する、それも植樹ですとか、やはり森林県民税の目的に合った事業に補助するような形になれば市町村としても、税を徴収するのは税務部門になると思うのですけれども、自分たちが苦勞して集めた税金が自分たちの市町村の事業費になると。税務担当部局と林務担当部局の風通しもよくなるのではないかと、仲が悪いということではないのですが、一つございます。ここ数年、単発的には他の自治体からも上がってくる場合もございますけれども、基本的には継続しているのは盛岡市だけということがございます。盛岡市に限って申し上げますと、やはりまた広報の話で恐縮でございますけれども、大都市盛岡の広報で森林づくり県民税を使ってこの事業をやりますよと。盛岡市の広報は、私の過去の経験からいいますと県政の情報を上げていただくのに結構ハードルが高いとか、記事がちっちゃくなってしまおうとか、そういったところもございまして、森林づくり、この県民税を使っていただいて事業をすることによって、広報なり実際に来た人に対してPR効果という意味で考えれば、かなりの効果が期待できるのではなかろうかというふうに考えております。吉野先生からのご質問の趣旨とはかなりかけ離れてはおりますけれども、担当としては広報の効果が非常に期待できるというふうに考えてございます。的外れで申しわけございません。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) 幸いにも盛岡市以外が応募してこないだけであって、吉野先生がおっしゃったようなことは起こり得ることであると思いますので、PRしてもらおう機会にはなっているので、よいという意味もあるし、あと実際に植林したりという、森に出てそういうことをする体験をする大きな機会になっているというところはいいところとして見て、ただ本当に植樹とか、森にかかわる活動に必要な経費と、そうではないだろうなというところをごっちゃになって全部合わせて100万円の申請というのは、やっぱりちょっと甘いのではないかなと、バス代もそういう話のやりとりをして、そのバス代のほうは市のほうの予算できちっと出しますというふうは何年か前からなって、今回もそのバス代等に関しては県補助外のところでの申請となっていました、やはりそういうふうには森にかかわることはきちっと出して支援するけれども、そうでないところ何だりかんだりまでは違うのではないのというところは少しきちっと振り分けるというふうにして申請されたことに対してオーケーは出すけれども、もう少し精査というのは必要ではないかなと思います。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(三上林業振興課主査) 承知しました。仰せごもつともでございます。委員おっしゃるとおり、内容の精査につきましては盛岡市と協議の上で、今後必要なのですかというような形で進めるような方向で検討させていただきたいと思います。

(岡田秀二委員長) 大変いい意見がきょうは出されたと思います。なかなか今まで切ることができずにいたという、きょうはちょっとやっぱり踏み込んでいただいているなとも感じています。この支出のところを見ても、やっぱり事前の準備のチェーンソー使用料、ここに県民税を使うよと。だけれども、事業は県民は参加をしますが、これは市の事業で、市の事業に県民に参加してくださいということ呼びかけて県民が応ずるわけであって、県民の主体的参加、主体的な普及啓発にこのように経費がかかるものだからと、それとは性格が明らかに違うのですよね。ましてやほかの市町村から比べたら、総体的に財政が豊かな盛岡市がここまで県におんぶにだっこで本当にいいのかと、それはみんな感じていたわけで、きょうは大変いい意見が出されましたので、厳しくご指導をいただければありがたいなと、このように思います。具体的に幾ら値切るかということになると、やっぱり県民が主体的に出てくることに主に使われているなと思えるところについては、きちっと吸い上げをするけれども、これはやっぱり市が主催の事業で市が当然のように支出すべき項目だと思うところについては、そこに県の、県費と書いてあるこれはやっぱりカットでしょうね、よろしくご指導ください。

それでは、なのりの里ですが、これいかがでしょうか。総体的に余りご指摘がなかったものですから、ここはいいのかなと思ったりしていたのですが。

続いて、いわて林業女子でございます。これについていかがでしょうか。

はい。

(吉野英岐委員) 活動自体はすごくいいことで、こういった新しい、これまで余り林業に関わりのなかったような人たちにご参加いただくことのPR効果、あるいは波及効果を考えると非常にいい活動と思っていますが、では全て何でもオーケーかというわけではないのではないかと、やっぱり県民税というものが使える部分と自力で頑張ってもらうところも中にはあるのかなと思って書いてみたのですが、特に委託で自分たちでフリーペーパーをつくっていったり、それはいいことだと思いますが、そのデザイン料自体を県民税を使うものなのだろうか、ご自身でデザインされているのであればまだしも、プロに出した部分を、この県民税から出そうということに対しての考え方はどういうふうにとらえたらよろしいのかということで、具体的に活動に関するお金については、どしどし企画を立ててやっていただきたいけれども、それを二次的に使って、自分たちの会の活動としてPRしていくものについては、むしろそういった補助金がほかにあるのではないかと、NPO活動を支援するとか、市民活動を支援するような補助金をうまく獲得するなどの努力をしていただくことも必要ではないかなと思って、ちょっと厳しくなってしまうのですけれども、委託費が6割を占めるものでちょっと疑問を感じました。

(三上林業振興課主査) 先生おっしゃるとおり、割合というところもあるのですけれども、自前でできるものがもっとないのかと、デザインにしてもですが、その辺ですね。

(土橋盛岡広域振興局林務部主任主査) 盛岡振興局です。確かに私もこの企画書をいただいた中で、デザイン料がかなりの割合を占めるなど、そこは当然のことで気づいたということです。中身的には、昨年度もフリーペーパーつくったということで、ただその中で知り合いの方に泣きついてかなり安くしてもらったと、これが正直な今回のデザイン料だという話はちょっと受けました。ただ、それが先ほどおっしゃったとおり自前でできないのかということ確かにごもっともだと思いますので、ちょっとそこら辺は事業主体に相談して、自前でできるかどうか、もしくは例えば本当に見積りをとった結果がこうなので、これを値切るというのはちょっとまた不適切だと思いますので、いずれ申請団体ともう一度相談してみたいと思います。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) 逆に、今の件に応援の一言みたいなのですが、結構若い人たちの情報発信力というのは、私たちの世代には思いもよらないつながりというか、効果があって、しかもダサイデザインの冊子と何か手にとりたくなる冊子の2つがあったときの違いというのが結構あるのだなというのをこのごろちょっと感じています。自発的なイベント、手

づくりクラフト市とかいろんな自然農法のことに関するイベントとか、そういうことがどんどん、どんどん連鎖して追ってきているところに加わっている女性の人たちの感性とか、若い人たちの感性というのは、去年私も結構きつい一言を言ったのですが、その後いろいろ周りを見渡してこの活動を見て、逆に応援したい気持ちで今いるのですけれども、県民税自体の広告費もこれとは比べものにならないぐらいのどかんとした金額を出していますよね。だから、今回の女性の方たちのつくるフリーペーパーにこのまま出して、その効果をどういふものかなというのをフィードバックしてもらいたいような感じで、ここは余り切り詰めないで、逆に何かそこがよかったらむしろ取り入れるのは広告宣伝ではなくて、そっちの点でもっと若い世代に県民税PRしていこうよというふうな流れができていっても逆にいいのではないかなというぐらいに思いますので、ちょっと背中を押してあげてはいかがでしょうか。

(吉野英岐委員) 関連して、私も趣旨は同じですね。ただ、県が定めている補助対象費の委託料が狭いのですよ。だから、ここに厳密に言えば、「等」ですと確かに県産材利用施設の整備、これは違うだろうなど。でも、「等」と書いてあるから、「等」で拡大解釈すればここも大丈夫だと思いますが、本来は何か県産材利用施設の整備に当たるものを自分たちでできないので、専門の特殊技術を持っている方に委託をするという趣旨で委託料が形成されているというふうに判断しているからこそこのように申し上げているのであって、むしろ委託料の中に例えば県産材で県民が参加することのPRを進めていくもので自分たちができないというものであれば該当しますので、ぜひ進めていただきたいという気持ちがあるのですが、この中身が非常に狭く書かれていることについて逸脱しないかという意味です。

(三上林業振興課主査) 先生のお話、そのとおりでございまして、どうも募集要綱、PRの可能性とか、そういったものまでも狭めてしまっているようなところも確かにご指摘のとおりでございます。ですので「等」で拡大解釈というよりは、もうちょっと用途を広げるといふような形で来年度以降、何でもかんでもということにはもちろん考えてございませぬけれども、適正なものについては認めてというか、計上できるような形で要綱、要領のほうを整理してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(岡田秀二委員長) 活動内容というのがこの県民税の支援を受けた事業とほぼ一致しているわけですよね。そうするとこの県民税事業で活動していると、逆に言うかね。これは、どっちが主体になるかにもよるのですけれども、これだけでいいのか。先ほど委託料が大きなウェイトを占めるということをご指摘ですし、要するに活動資金稼ぎを県民税でやっているよと、そんな観点で見ると、捉えられかねられない。そうであれば逆にマスコミに物すごく登場がいっぱいあって新聞にもどんどん、どんどん出てくるのですけれども、県

民税でサポート受けていますとどの一言も出てこない。

(佐藤誠司委員) 実際に言っているかもしれないけれども、マスコミが取り上げないという部分もあるかもしれないですね。

代表者とちょっと知り合いなのですけれども、やはり県民税は非常に助かっているということで、できれば県民税をたくさんの人に広めたいなおっしゃっていますので、そういった部分で委員長おっしゃったようにマスコミ、特にも新聞、テレビ、ニュースにも出ますので、そういった際に必ず県民税の一言を入れてほしいみたいな注文をつけて、あとは自分たちの機関紙に必ず最後か最初に例のロゴを張ってもらって、そういったことを条件としてやってもらえば、なおいいのかなと思います。

(若生和江委員) 送っていただいた厚い資料の113ページのところを見るといろんな体験会みたいなのをしている中で、括弧書きで会員が5名で非会員が20名ですよというふうに、常に非会員の人を誘い込みながら活動の機会をつくっているのかなというのがちょっとこのとおりであると信じて垣間見えるかなと思うのですが。

(岡田秀二委員長) 118ページの一般会員5名、それ以外に4名これはどういう顔ぶれですかね、今のところで言うと。

(吉野英岐委員) 122に名簿があつて。

(佐藤誠司委員) 大体10名で、一般会員が5名ということで、役職がついていないところがまさに一般会員ですね。

(岡田秀二委員長) そういう書き方で会員5名なのですね。

(佐藤誠司委員) そうですね。ただ、県会議員さんも1人入っていますけれども。

(吉野英岐委員) 一般で。

(佐藤誠司委員) 以前に、私はこの県会議員さんの自宅が事務所になっていたということで問題になったのですけれども、ちゃんとそこも代表の住所に変えたということで、そこは問題ないのだろうというふうに思いますけれども。

(岡田秀二委員長) 何かちょっと逆転現象というか、女子会がこんなにおもしろいよと普及啓発をしてあげているのだからというような、そういう角度がちょっとありますよね。

だけれども、その活動そのものが実際は県民税がサポートしているというか、そこから現地でやっているということになると、何かこんな角度で出てくるかなと、ちょっと姿勢の問題があるかなという気はしますよね。ご指導いただいて、盛岡振興局でしょうかね、指導する案件が多くて大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それにしても採択するということによろしゅうございますね。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして7、8、9、10と、これ一括でご提案ください。

(三上林業振興課主査) 最後のくくりになります7、8、9、10というご指示でございます。

7番目、紫波町、新規の団体でございます。特定非営利活動法人紫波ingというところがございます。こちらにつきましては森林資源勉強会、木質バイオマスの関係が多うございますけれども、そちらの勉強会についての経費を補助いただきたいということで企画が上がってきてございます。23万9,000円ということで、こちらの参加延べ人数については180名見込んであるというところがございます。

続きまして、8番目なのですけれども、ノームの会ということで、こちら吉野先生からご指摘いただきまして、大変申しわけございませんでした。事業内容区分が未記載ということで、事務局のチェック漏れでございましたので、この場をおかりしておわび申し上げます。募集区分としては森林環境学習に分類されるものと考えております。補助申請額が22万8,000円で、前回、前年度は77万円結構な額だったのですが、これは活動フィールドとなります現場の整備、盛り土整備、ウッドデッキとか整備した関係で前年度は70万円を超える額だったのですが、今年度は30万円弱ということでやってきております。こちら延べ180名の参加を見込んでおるものでございます。

9番目でございます。久慈地方木材青壮年協議会、木工教室がメインとなる活動でございます。27万2,000円余ということで前年並みの申請額、主な用途としては原材料費、工作キットになります。参加者は100名程度を見込んでおるということでございます。

最後、10番目でございます。二戸市でございます馬淵川上流流域森林・林業活性化センターということで、小学校を中心とした森林環境学習の事業ということで、こちらの団体、申請額、昨年と全く同じ24万9,000円ということで、主な用途としては講師の派遣に係る費用、講師の費用、報償費を計上しています。こちらの参加予定者としては500人というような形で企画が上がってきております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。
それでは、最初に紫波ingですね。これいかがでしょうか。
お願いします。

(吉野英岐委員) 欠席されている佐藤委員もお書きになっています、木質バイオマスの勉強会と県民参加の森林づくりというのは同じものと考えてよろしいのでしょうか。

(三上林業振興課主査) そうですね、単純に同一なものとするのは厳しいのですが、あながち全く関係のないものでも……。申しわけありません。

(吉野英岐委員) 新しいエネルギーとか、そういった意味でも木質バイオマス等々わかるのですが、県民参加の森林づくりというものの中に入るといえば入るのかなという感じなのでしょうか。

(三上林業振興課主査) そうですね、こういったバイオマス以外にも事業メニューを、参加型のメニューも加えるような形で一連の木質バイオマスに関連しつつ、環境学習にもつながるといったようなメニューいかがでしょうかというようなご提案もさせていただいて、その活動団体のほうには委員からのご意見を踏まえまして、ちょっと広い感じで事業展開を考えてはいかがでしょうかというような形で助言してまいりたいと考えます。

(若生和江委員) 今のにちょっと関連してなのですけれども、座学の感覚での講座なのか、紫波町では木を持って行ってチップ化したり、バイオマスに利活用したりという実際の活動が進んでいるところで、そこに関心をさらに持ってもらって自分で木切って出しましょうよということにもつなげたくての座学なのか、そこはもうちょっと丁寧に聞き取りをして、例えば違う内容を加えるというのではなくて、実際に地域の中でどういうふうな木材が循環しているかを見に行くとか、ちょっと木を出してみるとか、そういうふうなことも加えてはどうですかという提案の仕方もあるかと思うので、団体が意図しているところをちょっと丁寧に聞きながら助言をしていただければいいのではないかなと思います。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは、続いてノームの会です。いかがでしょうか。

(吉野英岐委員) たまたま収支予算書が2つ出てしまったというのがあるのでしょうか

れども、これは一回出たものを担当の皆さんのほうで精査して、こっちなのではないのというのものと、その前のもの手書きのものが入ったものがたまたま2枚出てしまったということですね。ですので、要するに事前に確認書を県庁のほうでご指導されているという証拠なのだと思います。

(三上林業振興課主査) 失礼しました。お見苦しい点というか、結果的にそういうところをお示ししたわけではなかったのですが、間違っって添付してしまったというのが正直なところでございます。大変失礼いたしました。

(吉野英岐委員) 中身は私は大変いいと思います。

(岡田秀二委員長) それでは、続いて久慈地方木材青壮年協議会の活動です。ここも余り問題なさそうで、次の馬淵川上流域の活性化センター、ここはどうでしょうか。
はい。

(小山田四一委員) 吉野委員から、事業主体は小学校ではないかというご意見があるのですが、私もかかわった関係でちょっとお話しさせていただきたいと思います。

林業活性化センターは、センターが学校に対して森林学習が必要があればこういうことをやりますから、何なら講師をあっせんしますよという働きかけをしています。センターでは、一般には小学校5年生の1泊2日の宿泊学習はキャンプやって、ゲームして終わりということがあるのですが、そこに森林学習を提供していると、そういうことになります。

私としては、今後も続けて行って欲しい。しかも、カシオペア連邦内の小学5年生のほとんどがそれを受けている実態になっていることをお知らせしておきたいと、そう思います。

(吉野英岐委員) ご趣旨はまさにそのとおりだと思って、私も子供のころからこういった機会をつくったほうがいいかなと思っているのですが、193ページのカシオペアフォレストスクール事業実施要領というのを付けていただいておりますが、1項、2項、3項、4項とありますが、第2項でこの事業主体が小学校であると書いてあったので、活性化センターのほうは事業支援を行うということに書かれてしまっていたので、そしてあくまでもこの事業は小学校が主体となって進めているもので、振興センターのほうは支援というように読めるのではないかと、活性化センターからの持ち込み企画ということであれば、事業主体はあくまで活性化センターであって、その事業を受ける、受けないは市の小学校で決めればいいのであるというふうになるはずなのですが、この事業実施要領自身はかなり小学校主体というものを強く打ち出しているために私のようなコメントをさせていただいたので、実態はそうではないのだよということであれば、実態優先で見えていくほうがいい

のかなというふうにも思っております。195ページなんか事業実施者は二戸管内小学校というような、まさにあちこちで主体者が学校であるというように読める資料が添付されているがためにご質問をさせていただいております。

(三上林業振興課主査) 大変失礼いたしました。小山田先生お話のとおり、あっせんとか応募団体が実施しているという解釈と、添付資料で混乱がございましたけれども、実態がそういうことだというような説明でご理解をいただければと思います。大変申しわけございません。

(岡田秀二委員長) 吉野先生は、事業そのものはいいと、だけれども主体が明確になっているのだから、申請も主体から出してもらうべく次年度以降指導したらどうかということですよ、これどうですか。

活性化センターはいろんな小学校、活性化センターは広域でいろんな学校をその中に持っているのですよね。だから、活性化センターがこうやってその都度やっているとやっばりおかしいのじゃないかな。支援をするという立場ですよ、活性化センターは。企画持ち込みをするのだけれども、あくまでもオフィシャルには支援をしますと。事業の主体は学校なのだから、学校ごとに申請を出したほうがいいですねということなのですよ。

(高芝林業振興課主任主査) 私はかなり前ですが、ちょっと二戸に、このカシオペアフォレストスクールがしっかりした体制になる前からちょっと関係したことがあったので、参考になるかちょっとどうかですけれども、このカシオペアフォレストスクール、この実施要領の中で実施主体は学校ということで整理してあるのは、あくまでも授業の時間を使って実施するというのもあって、そうなってくると授業自体は学校が教育の一環としてやるという意味での実施主体の整理ということの、学校の授業の中でどう取り組むかというのを視点に立って整理されている要領なのかなと思って読んでいます。

実際の運営については先ほど小山田委員からもご説明ありましたとおり、学校と活性化センターが一体、連携しながらやっているという、活性化センターが持ち込みながら地域の森林を学ぶためにどうやっていったほうがいいのかというのを提案しながらやっていくという意味で、事業という立場からすると実施主体は学校だけれども、森林林業教育をどうやって進めるかということについては学校と活性化センターが共催というような意味合いにもとれるのかなと。ちょっと今回のこの資料に添付するという意味でちょっと混乱を招いてしまって恐縮ではあるのですが、そういった意味で地域の森林林業の教育を提案しながら、学校とともにやっていくという意味では活性化センター主体というところもある程度の説明はつくのかなとも考えています。

(岡田秀二委員長) このままでいいと。

(高芝林業振興課主任主査) このままでも大丈夫かなとは思ってはいるのですが、はい。その準備のためにいろいろ経費がかかる部分を活性化センターがさまざまな準備もしていくという意味での実施主体というところもあったのだと思っています。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) 文言の整理をちょっとすればいいのかなと思います。195ページのところの図で書いてあるフォレストスクールの事業を見ると、イメージとして一番わかりやすいのかなと、事業を行うところは学校ですよと。ただ、この全体を統括してやりましょうという体制は何かセンターですよというふうにしてもらって。実際に林業ではなくて、環境学習を各学校でしましょうという活動をしているときになかなか学校個々に要望を出してくださいという出す学校もあれば、出さない学校もあれば、本当になかなかかなわないことが多くて、二戸のこのカシオペアフォレストスクールのように地域の学校全部にこうやって投げかけてやりますというふうに継続している事例というのは本当に貴重なとてもいい事例ではないかなと思いますので、学校を主体として投げるよりは、今の形がこの制度に誤解なくきちっと合うような形をもう一回ちょっと整理して今のような形で行っていくほうが継続性がある活動になるではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(岡田秀二委員長) そうなった場合、会長をかえたほうがいいね、もしそうであれば。

(高芝林業振興課主任主査) 会長の位置づけということになりますでしょうか。

(岡田秀二委員長) 中身がね、ただそこについているだけですとはいえ、県職員が県の事業に申請するという、こういう形はちょっと。

(高芝林業振興課主任主査) 失礼しました。課題点認識いたしました。まずこの活性化センター、さまざまな森林林業教育以外の事業もさまざま行っている中で今現在の会長職というのがあるかと思います。今年度事業のときということにはいかないかとおもうのですが、委員会のご指摘を踏まえてどういう対応が検討できるかというのは検討するように伝えていきたいと思います。

(岡田秀二委員長) あるいは活性化センターのセンター事業を幾つか分けて、それぞれの事業の責任者を別にきちんと置いておいて、事業ごとの責任者が申請をすると。

(高芝林業振興課主任主査) 貴重なご提言ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) ただ、本当は、さっきの女子会もそうなのだけれども、県民の主体的な参加でという、ここをやっぱりこの事業は強く求めているという、ここを見失わないということなのです。そうすると、上からお誘いをするし、半分以上もう書いてあげますよということであっても、どこかではやっぱりきちっとした主体性を持ってもらえるべく移行のこのグレーゾーンを常に多様なチャンネルを設けながら、やっぱりいずれかは学校が主体的に、あるいは個人が主体的に、グループが主体的にという、これがやっぱりふさわしいというふうには思いますね。

(高芝林業振興課主任主査) ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) 幾つか意見出ましたが、皆さん採択するということについては異論ありませんので、さらに今のような意見が出ていますよということでご指導をいただければ幸いです。

それでは、県民参加の森づくり促進事業、第2次募集の件でございましたが、以上のことにしたいと思います。

それでは、続きまして、その他でございます。

(木戸口林業振興課主任主査) 木戸口でございます。皆様のお手元に評価委員会の委員募集要項という両面コピーの1枚もの同封されているかと思えます。ことしが評価委員会委員の改選期に当たります。評価委員の10名の方のうち2名を公募委員ということで募集しておりまして、こちらの2名が改選されるということでございまして、既に5月24日に県のホームページにアップするとともに新聞にも取り上げていただきまして、私が確認していたのは岩手日報だけなのですが、こちらに載りまして、今現在男性2名、女性1名の方から応募が来ております。この3名の方とは別に2名の方から問い合わせの電話がありまして、もしかするとさらに応募者がふえるかなというところでございます。募集期間は22日までということになっております、来週の水曜日です。募集期間が終わりましたら、県のほうで別に選考要領をつくり、選考委員会を設けまして、こちらのほうで選考することとなっております。委嘱の日からというふうになっておりますが、7月11日に委嘱できるように今現在作業を進めているところです。

以上、説明を終わります。

(西島林業振興課振興担当課長) ちょっと補足しますけれども、今公募委員のお話をしたので、委員は全部リセットです。そこを間違えて説明していますので、一応リセットですので、いろいろ裏の事情はあるにせよ、全部リセットということになり、うち学識経験者あるいは消費者団体あるいは経済団体等の推薦ということで全部リセットしますということで、結果的に委員が同じ方になる場合もございますけれども、一旦はリセットさせて

いただきまして、そして選考規定に基づきまして、改めてお願いする委員の皆様方にそれぞれお願いすると。今後につきましては、今説明したとおりに対応するという形になりますので、説明がちょっと偏った説明してしまいました。済みません。

(岡田秀二委員長) 質問、ご意見はいかがでしょうか。ちょっとあれだね、選挙を間近にして気になったのは、二十歳以上でないといけないのかと。

(西島林業振興課振興担当課長) 規定は特にございませんけれども、ただ実質的に学校に入っている生徒の出席は、なかなか難しいという……

(木戸口林業振興課主任主査) 平日に参加なので。

(岡田秀二委員長) 18で高卒だよ。

(西島林業振興課振興担当課長) ええ、それにちょうどの方だと学生であっても全然公募であっても大丈夫です、応募があれば。

(岡田秀二委員長) いや、ここ二十歳以上になっている。

(西島林業振興課振興担当課長) そういう意味ですね。

(木戸口林業振興課主任主査) 現在だから。

(西島林業振興課振興担当課長) なるほど、わかりました。ちょっとこれについては次回検討させてください。

(岡田秀二委員長) 議論はしたほうがと。

(西島林業振興課振興担当課長) はい、わかりました。

(岡田秀二委員長) そのほか各委員からはよろしゅうございますか。
どうぞ。

(吉野英岐委員) 今回いろいろご意見申し上げて申しわけなかったのですが、県民参加の森林づくり促進事業については、評価項目あるいは評価様式等々について、やはりきちっとつけづらい点がございました点……、点ではなくてコメントとか。要するに、

お金の面も本来計画実行可能性があるかないかだけを見ればいいはずなのですが、実際にはいろんな内訳まで各委員きちんごらんになって、こういう費目で本当によろしいのだろうかとか、チェンソー25台は多いのではないかと、割と細かくごらんになっていることを考えますと、やはり今持っている評価様式ではちょっと整合的ではないと感じているところもありまして、委員長とご相談の上でより整合的な評価様式等々についてご検討いただければと思います。

以上です。

(西島林業振興課振興担当課長) 吉野先生のご指摘全くそのとおりでございまして、実は委員の皆様のご負担も非常に重くなってございまして、果たして委員会の委員の先生にどのレベルまでご審議いただくのかというのを、結果的に今のままになるかもしれませんけれども、一度検討する必要があるなど、それはすごく感じてございまして、実は吉野先生のコメントを読んだときも全くそのとおりでございまして、やはりそこら辺の線引きをもう一回検討して、次はもう来年度ということになるかもしれませんけれども、そこは委員長のほうともご相談させていただきたいと思っております。

(岡田秀二委員長) それでは、委員会としては以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

(西島林業振興課振興担当課長) 大変長時間にわたりまして、ありがとうございました。本当に事務局も疲れましたが、委員の先生方はもっとお疲れになったのではないかと、本当に申し訳ないと思っております。提案させていただいた次第でございまして、

それでは、阿部担当技監のほうからご挨拶申し上げます。

(阿部林務担当技監) 本当に本日のご審議どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、先ほど来ご説明にあるとおり、任期が7月10日までということでございます。今回が最後の委員会となることから一言御礼のご挨拶を申し上げます。

岡田委員長を初め委員の皆様方には就任以来、特に環境の森の事業の審査あるいは県民参加の森の審査等大変ご負担をおかけしつつ、なおかつ貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。おかげさまで県民税事業順調に進めることができました。さらには、昨年には第2期が終わりということで、第3期に向けてという形で貴重なご提言をいただいたところでございます。

私は、先ほど申しましたとおり、設立当初に参加、担当させていただきまして、環境の森事業もまず手入れ不足の森林というのはどういうものなのか、定義すらまだ半分しかできてなかった段階でございました。さらには県民参加も、まず県民の方々が山に関心を持って、そして山づくりに参加してもらいたいというところからスタートしたものでござい

ますが、本日の審査会の内容等をお聞きしながら随分進化したものだなど、よりよい形になったものだなど委員の皆様方の頑張りを非常に心強く思ったところでした。今後におきましても本当に当初の目的であるいわての森林を良好な状態で次の世代に引き継いでいくということが目的としてございます。引き続き県民の皆様方の声をお聞きしながら、よりよいものにしてまいりたいというふうに思います。委員の皆様方にはさまざまな場面において引き続きご指導、ご助言を賜ればというふうに考えております。

最後に、委員の皆様方のますますのご健勝、ご発展をご祈念いたしまして御礼の言葉いたします。どうもありがとうございました。

(西島林業振興課振興担当課長) 大変長時間ありがとうございました。次回の委員会は平成28年8月29日、月曜日を軸に調整しておりますので、追って事務局のほうから、決まりましたらご連絡をすることになります。なお、これはいわゆる委員の改選後ということになります。ですから、新しいメンバーでスタートということで、継続になる方もいらっしゃるかもしれませんが、その際はよろしくお願ひしたいという意味でございます。

以上をもちまして、平成28年度第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は長時間にわたりまして大変ありがとうございました。